【参考】

# 第３次
# 南島原市行政改革大綱

平成２８年３月

南 島 原 市

【参考】

# 目　　次


１．これまでの取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．行政改革の必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３．行政改革の基本項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

４．行政改革の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

実施期間
推進体制

５．行政改革の具体的な取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・　７

《 基本項目１》　選択と集中による行財政運営　・・・・・・・・・・　７

- ▸ 事務事業の見直し
- ▸ 地域協働の推進、情報の共有化
- ▸ 公共施設の適正管理

《 基本項目２》　健全な財政運営　・・・・・・・・・・　８

- ▸ 財政の健全化
- ▸ 債権の適正管理
- ▸ 自主財源の確保
- ▸ 歳出の抑制

《 基本項目３》　効率的な組織の構築と職員力の向上　・・・・・・　１０

- ▸ 効率的な組織の構築
- ▸ 職員力の向上

## １　これまでの取り組み

本市は、平成１８年３月３１日の８町合併により「南島原市」として歩み始めて１０年を迎えました。

合併当初は、合併前に各町で実施された建設事業に起因する地方債残高の増加、合併に伴い肥大化した組織、さらに合併前の各町から引き継がれた課題への対応など、問題が山積している状況でした。

そのため、合併直後の平成１８年度から２２年度を計画期間とした「第１次行政改革大綱」及びその実施計画となる「第１次集中改革プラン」を策定し、歳出の抑制、地方債の繰上償還、定員適正化計画の推進など、行財政運営の全般を見直し財政健全化を図るために行財政改革に取り組みました。

また、自主財源が乏しい本市では、財政支援が受けられる平成２８年度までの間に、財政基盤の強化を図る必要があったため、平成２３年度から２７年度までを計画期間とした「第２次行政改革大綱」及び「第２次集中改革プラン」を策定し、引き続き行財政改革の取り組みを推進しました。

第２次行政改革大綱においては、第１次行政改革大綱の取り組みを引き継ぐとともに、地方分権の視点に立った、行政・住民・各種団体等との協働行政の推進や、選択と集中による効率的で効果的な行政運営に努めました。

このような取り組みの結果、経常収支比率等の財政指標にも改善が見られるなど、一定の成果を上げることができました。

### ◆ 第１次計画、第２次計画の概要

| | 第１次行政改革大綱 | 第２次行政改革大綱 |
|---|---|---|
| 基本方針 | ○機構・組織の見直し<br>○職員の定員と給与等の適正化<br>○事務事業の見直しとコスト削減<br>○公営施設の民営化と統廃合の推進 | ○選択と集中による行財政運営<br>○効率的な組織の構築<br>○人事管理の適正化<br>○健全で持続可能な財政基盤の確立 |
| 主な取組み | ・行政の担うべき役割の重点化<br>・機構組織の再編、整備<br>・定員管理及び給与等の適正化<br>・人材育成の推進<br>・公正の確保と透明性の向上<br>・電子自治体の推進<br>・財政健全化 | ・事務事業の見直し<br>・地域協働の推進、情報の共有化<br>・効率的でわかりやすい組織づくり<br>・職員定数の削減<br>・人材の育成<br>・財政の健全化<br>・自主財源の確保 |

【参考】

## ◆ 財政効果

| | 第１次行政改革大綱 | 第２次行政改革大綱 |
|---|---|---|
| 財政効果 | 約２５億３千万円　※ H17 年比<br>（主な効果額）<br>・庁舎経常経費の見直し　１２億６千万円<br>・定員適正化計画推進　６億６千万円<br>・イベント等補助金見直し　１億１千万円<br>ほか | 約５億円（４年間累計）　※ H22 年比<br>（主な効果額）<br>・定員適正化計画推進　３億９千万円<br>・遊休財産売却　３千万円<br>・市長等給与削減　１千万円<br>ほか |

## ◆ 職員の定員適正化計画の進捗状況

（単位：人）

| 項　　目 | 合併時 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画職員数 | 626 | 617 | 599 | 578 | 562 | 550 | 540 | 528 | 507 | 487 |
| 実績職員数 | | 612 | 592 | 562 | 547 | 532 | 524 | 517 | 501 | 480 |
| 減　員　数 | － | ▲14 | ▲20 | ▲30 | ▲15 | ▲15 | ▲8 | ▲7 | ▲16 | ▲21 |

（※ 各年度４月１日現在の人数）

※ 計画終了後の平成２８年４月の職員数は４６０人の予定となり、目標とする職員数４６６人より６人多い削減見込みとなりました。

## ◆ 市の職員に係る人件費・職員数の状況

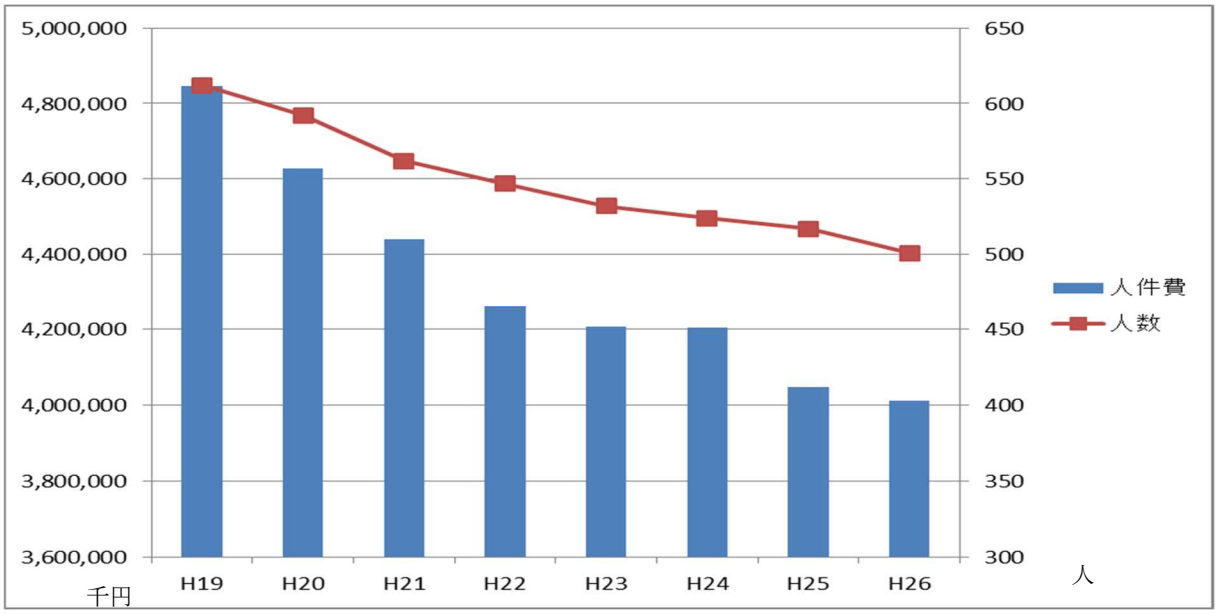


（出典：市の主要施策の成果、定員適正化計画）

【参考】

## ◆ 市税・地方交付税の歳入決算の状況

| 区　　分 | | 平成２４年度 | | 平成２５年度 | | 平成２６年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 市　税 | | 3,517,399 | 11.6 | 3,543,302 | 11.4 | 3,686,029 | 11.1 |
| | 市町村民税 | 1,362,555 | 4.5 | 1,333,544 | 4.3 | 1,320,422 | 4.0 |
| | 固定資産税 | 1,740,808 | 5.7 | 1,752,399 | 5.6 | 1,807,273 | 5.4 |
| | 軽自動車税 | 142,412 | 0.5 | 144,993 | 0.5 | 147,164 | 0.4 |
| | 市町村たばこ税 | 267,589 | 0.9 | 301,375 | 1.0 | 289,917 | 0.9 |
| | 入湯税 | 4,035 | 0.0 | 10,991 | 0.0 | 121,253 | 0.4 |
| 地方交付税 | | 14,987,201 | 49.5 | 15,172,571 | 48.7 | 14,869,351 | 44.6 |
| | 普通交付税 | 13,978,652 | 46.1 | 14,168,388 | 45.5 | 13,861,856 | 41.6 |
| | 特別交付税 | 1,008,549 | 3.3 | 1,004,183 | 3.2 | 1,007,495 | 3.0 |

## ◆ 各種の財政指標の推移

（単位：千円・％）

| 項　　目 | | ２２年度 | ２３年度 | ２４年度 | ２５年度 | ２６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 財政力指数 | | 0.27 | 0.26 | 0.26 | 0.26 | 0.26 |
| 経常収支比率 | | 80.6 | 82.7 | 85.6 | 83.7 | 85.0 |
| 実質公債費比率 | | 11.6 | 11.2 | 11.0 | 10.8 | 10.1 |
| 地方債残高 | | 31,161,175 | 29,392,783 | 28,375,326 | 27,726,537 | 26,895,686 |
| 積立金残高 | | 15,824,564 | 18,712,127 | 20,321,416 | 20,522,997 | 22,684,969 |
| 内訳 | 財政調整基金 | 4,366,603 | 4,368,619 | 4,372,456 | 4,376,175 | 4,379,205 |
| | 減債基金 | 4,903,454 | 7,749,947 | 9,184,950 | 9,192,803 | 11,593,289 |
| | その他の基金 | 6,554,507 | 6,593,561 | 6,764,010 | 6,954,019 | 6,712,475 |

※ 実質公債費比率、地方債残高は、繰上償還の実施や歳出の抑制などにより改善が見られる結果となりました。

※ 繰上償還の実施により、地方債の残高は平成２２年度に比べ４２億円以上減少しており、積立金の総額も、減債基金をはじめとして増加している状況です。

## ２　行政改革の必要性

### （１）合併算定替えの終了と健全な財政運営

平成２８年度から普通交付税の段階的な縮減が始まり、合併算定替え終了後の平成３３年度以降の交付額は、今より２５億円程度少なくなることが見込まれています。

歳入のほぼ半分を地方交付税に依存している本市においては、その影響額が大きく非常に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのような中で、現状の市民サービスを可能な限り維持し、必要な施策を実施していくためには、財政支援の恩恵が残る今後５年の間に、将来負担を軽減するための取り組みを推進しなければなりません。

今後も引き続き「選択と集中」による行政運営に努め、市民のニーズに沿った質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、さらなる事務事業の見直しが必要です。

◆ 普通交付税の特例（合併算定替え）のイメージ図

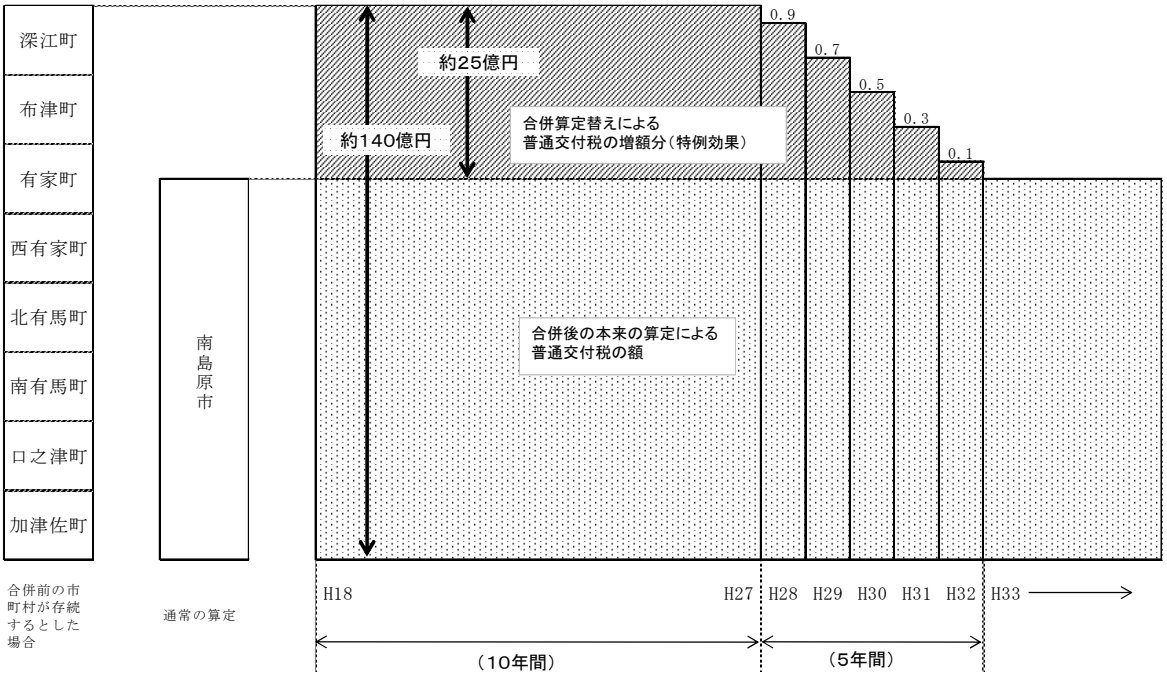


※ 国では、合併自治体の行政サービスによる需要額の見直しを行い、支所の運営経費や消防、保健・福祉サービスの経費などを反映するよう地方交付税の算定が変更されました。そのため、当初４０億円程度と見込まれていた本市の合併算定替え後の普通交付税の減少額は、幾分改善され、現在は２５億円程度になると見込まれます。

### （２）公共施設等の適正管理

本市には、合併前の各町で建設された、規模・目的が同じような施設が点在しています。

それらの中には、建設後３０年以上経過しているものも多く含まれ、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の上昇や、施設の更新などにかかる費用の増加が見込まれます。

このことは、本市において避けて通ることができない大きな課題であるため、各分野における公共施設のあり方や、維持管理、補修等の方針を定め、計画性をもって将来的な財政負担の軽減を図っていく必要があります。

### （３）効率的な組織の構築と職員力の向上

定員適正化計画の進捗に伴い職員数が減少する中で、新たな行政課題や複雑化・高度化する行政ニーズに柔軟に対応できるよう、今後も効率的で効果的な組織づくりに取り組む必要があります。

また、地方分権の推進による地域間競争の激化や業務の拡大が進む中で、職員には幅広い知識と専門性、さらに発想力やまちづくりへの意欲などが求められています。

そのため、人材育成基本方針に基づく研修等の充実を図るとともに、人事評価制度を有効に活用し、これまでにも増して知識豊かな職員の育成と資質の向上に努めることが重要となります。

## ３　行政改革の基本項目

普通交付税の縮減により、今後、ますます厳しくなる財政状況の中、将来にわたって健全な行財政運営を維持していくためには、これまでの取り組みを検証し、その成果を活かしながら、さらなる取り組みを推進する必要があります。

このようなことから、本市では、これまでの行財政改革の趣旨である「簡素で効率的な行政運営の推進」と「健全な財政運営の確立」に向け、事務事業の見直しや歳出の抑制、自主財源の確保などに積極的に取り組みながら、今後はさらに、将来の財政負担の軽減を図るための「公共施設の統廃合」、地方分権の進展や新たな行政課題への対応に向けた「職員力の向上」などに取り組むため、次の３つの項目を第３次行政改革大綱の基本項目に掲げ、取り組むこととします。

◆ 基本項目

１．選択と集中による行政運営

２．健全な財政運営

３．効率的な組織の構築と職員力の向上

この３つの基本項目を柱として、具体的な実施計画を策定し、行政改革に取り組みます。

## ４　行政改革の基本方針

### ■ 実施期間

第３次行政改革大綱の実施期間は平成２８年度から平成３２年度までの５年間とします。

### ■ 推進体制

市長を本部長とする「行政改革推進本部」において、実施計画となる集中改革プランを策定し、取り組みます。

また、行政改革の進捗状況を、「行政改革推進委員会」に報告するとともに、ホームページ等で公表します。

## ５　行政改革の具体的な取り組み

### 《 基本項目 １》　選択と集中による行財政運営

#### ■　事務事業の見直し

限られた財源の中で、予算を必要性の高い事業に重点的に配分するなど、「選択と集中」による行政運営が求められています。

現在市が行っている事務事業について、政策評価による総点検を行い、その必要性や費用対効果を十分検証しながら見直しを行います。

また、市民の利便性の向上に向け、ステーション収集ごみの種類拡大や水道料金のコンビニエンス・ストア収納システムの導入を検討します。

電子入札の導入と入札事務の改善を図り、公正で透明性の高い行政運営に努めます。

**【主な取り組み】**

- 政策評価による事務事業の総点検
- 公共工事の品質確保
- 電子入札の導入と制限付き一般競争入札の拡大
- ステーション収集ごみの種類拡大
- 水道料金のコンビニ収納システム導入の検討

#### ■　地域協働の推進、情報の共有化

行政と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、情報を分かりやすく市民に提供するとともに、市外に向け、本市が持つ魅力的な「モノ」や「場所」を積極的に発信できるよう、インターネットや各種メディアを有効に活用し、市の知名度の向上と来訪者の増加に努めます。

市の政策や計画などに関する意見募集を行い、政策に反映させ、公平公正で開かれた市民参加型の市政の実現を目指します。

市民が主体的に行う公共性・公益性の高いまちづくり事業に対する支援を行います。

**【主な取り組み】**

- シティプロモーションによる積極的な情報発信
- パブリック･コメント制度による政策への市民参加
- 市民団体との協働の推進

### ■　公共施設の適正管理

合併前の各町で整備された市内の公共施設は、同種のものや老朽化が進んでいるものが多く、その維持管理費や更新費用などの問題は、本市にとって避けて通ることができない大きな課題の一つです。

そのため、公共施設の状況把握を行い、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定め、緊急性・必要性が高いものから更新・統廃合などに取り組み、市の将来的な財政負担の軽減を図ります。

また、遊休財産の整理を進め、自主財源の確保と維持管理費や修繕等にかかる費用負担の削減に努めます。

公共施設の管理経費の縮減を図るとともに、利用者の満足度を向上させるため、民間事業者による運営が適しているものについては、指定管理者制度の導入を推進します。

**【主な取り組み】**

- 公共施設等総合管理計画の策定と推進
- 遊休財産の利活用
- 指定管理者制度の導入の推進

## 《 基本項目 ２》　健全な財政運営

### ■　財政の健全化

交付税が縮減される中にあって、今後も必要となる市民サービスや新たに必要となる施策を実施するために、中長期の財政運営の見通しを立て、検証を行いながら健全な財政運営に努めます。

**【主な取り組み】**

- 中期財政計画による財政運営の検証
- 健全な財政指標の維持

### ■　債権の適正管理

市税等の安定的な収入と市民負担の公平性を図るために、債権管理の適正化に向けた取り組みを推進します。

また、市税や使用料などの滞納額を縮減するために、効果的な徴収対策に取り組み収納率の向上を図ります。

【参考】

**【主な取り組み】**

・債権管理の適正化に向けた検討
・市税等の滞納徴収強化
・雲仙普賢岳噴火災害に係る生活安定再建資金の滞納徴収強化
・保育料の滞納徴収強化
・住宅使用料金の滞納徴収強化
・水道料金の滞納徴収強化

## ■　自主財源の確保

市の公用車、ホームページ、広報紙などを広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告を掲載することにより、自主財源の確保を図ります。

ふるさと応援寄付に関する取り組みを積極的に推進し、市内事業者の所得向上と地域活性化に寄与します。

公共施設の使用料や各種料金などについて調査を行い、将来的な利用者負担の公平性を確保します。

**【主な取り組み】**

・広告料収入の確保
・ふるさと応援寄付の推進
・各種手数料の見直し

## ■　歳出の抑制

間近に迫った普通交付税の減少に備え、不要不急な歳出を抑えながら計画性とコスト意識を持って業務に取り組む必要があります。

各種委員会委員等の報償費や市が支出している補助金・補助制度の見直しを行うなど、様々な取り組みを積み上げ、歳出の抑制を図ります。

**【主な取り組み】**

・時間外勤務の縮減
・補助金・補助制度の総点検
・各種委員会委員等の報償費の見直し
・地球温暖化防止に向けた取り組みの推進
・学校給食センター集約による経費縮減

## 《 基本項目 ３》　効率的な組織の構築と職員力の向上

### ■　効率的な組織の構築

今後の交付税の縮減や人口減少などを見越し、類似団体等の状況なども考慮しながら、職員の定員適正化に取り組みます。

併せて、今後の職員数や社会情勢に見合った、効率的で効果的な組織への見直しと窓口業務等のあり方について検討を行います。

**【主な取り組み】**

- 定員適正化計画の推進
- 将来を見据えた組織への見直し
- 窓口業務等のあり方検討

### ■　職員力の向上

限られた職員数の中で、市民サービスを維持・向上させるためには、人事評価制度を有効かつ効果的に運用し、職員個々の能力を高める必要があります。

また、職員が、それぞれの持つ能力と意欲、経験を最大限発揮するためには、客観的で公平性・透明性の高い評価を行う必要があります。

そのため、人事評価の試行による経験の蓄積と、研修等を通じた評価者のスキルアップに努めます。

また、人材育成基本方針に基づいた、職員研修や県との人事交流などを通じて、知識豊かな職員の育成と意識改革を図り、期待される職員像に向けた能力の向上に努めます。

**【主な取り組み】**

- 人事評価制度の効果的な運用
- 職員の資質向上と意識改革